

制定：H06.02.02  
改正：H20.05.23  
改正：H21.05.22  
改正：H23.05.23  
改正：H25.05.24  
改正：H27.05.22

## 神奈川県医療機器工業会会則

### (名 称)

第1条 本会は、神奈川県医療機器工業会という。

### (目 的)

第2条 本会は、医療機器産業の健全な発展に努め、薬事行政と会員ならびに会員相互の協力と融和を図ることによって、医療・健康増進・福祉の向上に貢献することを目的とする。

### (会 員)

第3条 本会の会員は、神奈川県内において、医療機器の製造販売業、製造業、販売業及び修理業を営む者等とする。

### (事務局)

第4条 本会の事務局は、横浜市内に置く。

### (事 業)

第5条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員を代表し、建議・発言及び行政庁・諸団体との連絡協調
- (2) 医療機器に関する普及啓発
- (3) 会員相互の協調による業界の維持・発展
- (4) 関係法令の徹底
- (5) その他本会の目的を達成するのに必要な事業

### (役 員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 2名以内

2 役員は、総会において選任する。

3 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

4 任期半ばに役員が退任した場合の欠員補充は、次の手続きを以って補充を行うものとする。

- (1) 当該役員はその後任者を当該役員が所属する事業所内より推薦し、当会の定める変更届書もしくはそれに準ずる書面によって会長宛に届け出るものとし、会長の承認を以って選任するものとする。
- (2) 当該役員の後任者が当該役員が所属する事業所内において推薦不可の場合は、総務委員会において補充の可否を検討し、補充が必要な場合は候補者を推薦し、理事会の承認を以って選任するものとする。理事会は、推薦状の持ち回りを以って代行することを可とする。

5 欠員補充として選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする

### (役員の仕事)

第7条 会長は、本会を代表し会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。

4 監事は、会計及び会務を監査する。

### (顧 問)

第8条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。

3 顧問は、会長の諮問に応じて意見を述べることができる。

## (会 議)

第9条 会議は、総会及び理事会とする。

2 総会は、定時または臨時に会長が招集する。

3 臨時総会は、会長が必要と認めるときまたは理事会の決議により開催する。

4 定時総会は、毎年1回開催する。

5 総会は、会員の過半数（委任状を含む）出席することにより成立し、出席会員の過半数の同意を得て決議する。

6 理事会は、必要により会長が招集する。

7 理事会は、会長、副会長及び理事をもって組織する。

## (総会付議事項)

第10条 総会において決議する事項は、次のとおりとする。

(1) 会則の制定・変更に関する事項

(2) 役員を選任に関する事項

(3) 毎年度の事業計画及び会計報告に関する事項

(4) 本会の予算、決算及び会費の負担方法に関する事項

(5) その他理事会で必要と認めた事項

## (記録等)

第11条 総会及び理事会の記録は総務委員会が記録するものとし、第12条に定める専門委員会が主幹する事業及び会議の記録は、各専門委員会にて記録するものとする。

2 上記の事業の記録、会議の記録、会計簿及び会員名簿、役員名簿等は事務局に保管する。

## (専門委員会)

第12条 本会は、理事会の決議により専門委員会を置くことができる。

2 専門委員は、会長が委嘱する。

## (会 計)

第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

2 本会の経費は、次のもので支出する。

(1) 会費（ただし、会員が退会したときは既納会費は返還しない。）

(2) その他の収入

## (その他)

第14条 本会則に基づく要綱は別途定める。

第15条 本会則に定めのない事項は、理事会の決議を得て執行する。

## 附 則

1. この会則は、平成6年2月2日から施行する。

2. この会則の改正は、平成15年5月16日から施行する。

3. この会則の改正は、平成16年5月14日から施行する。

4. この会則の改正は、平成18年5月26日から施行する。

5. この会則の改正は、平成21年5月22日から施行する。

6. この会則の改正は、平成23年5月23日から施行する。

7. この会則の改正は、平成25年5月24日から施行する。

8. この会則の改正は、平成27年5月22日から施行する。

## 神奈川県医療機器工業会運営要綱

神奈川県医療機器工業会会則に基づき、会の円滑な運営を図るため、次のとおり定める。

### (要領の種類)

第1条 次のとおり要領を定める。

- (1) 第1号要領 事務局設置要領
- (2) 第2号要領 会費の徴収及び事業費の支出等に関する要領
- (3) 第3号要領 専門委員会設置要領
- (4) 第4号要領 入会、退会及び変更の取扱いに関する要領
- (5) 第5号要領 表彰に関する要領

### (要領の制定等)

第2条 前条の要領を改廃する場合若しくは新たに要領を定める場合は、理事会の決議を得なければならない。

- 2 会長は、前項の規定にかかわらず、緊急を要すると認められる場合には、専門委員会の意見を聴いて、暫定的な運用を図ることができる。ただし、事後の理事会において、承諾を得なければならない。
- 3 専門委員会は、会長に対し、前項の運用に関し、意見を述べることができる。

### 附 則

1. この要綱は、平成6年4月1日から施行する。
2. この要綱の改正は、平成6年5月19日から施行する。
3. この要綱の改正は、平成13年5月17日から施行する。
4. この要綱の改正は、平成15年5月16日から施行する。  
但し、第2号要領第2条第3項については、平成16年4月1日から施行する。
5. この要綱第2号要領第2条第3項については、平成18年4月1日から施行する。
6. この要綱第2号要領第2条第3項については、その施行を無期凍結する。
7. この要綱第2号要領第2条第3項については、附則第6項記載の凍結を平成20年4月1日より解除する。
8. この要綱の改正は、平成21年5月22日から施行する。
9. この要綱の改正は、平成23年5月23日から施行する。
10. この要綱の改正は、平成25年5月24日から施行する。
11. この要綱の改正は、平成27年5月22日から施行する。

## 第1号要領 事務局設置要領

### (設 置)

第1条 会則第4条の規定に基づく事務局を次の場所に設置する。

横浜市磯子区西町14-11  
神奈川県総合薬事保健センター内

### (事務局員等)

第2条 事務局は、職員若干名をもって組織する。

2 事務局は、概ね次の業務を行う。

- (1) 会則第9条に規定する会議の開催に関する関係者への通知
- (2) 会則第11条に規定する記録等の保管
- (3) 会費の徴収及び出納に関する事項
- (4) その他、会の運営に関する事務的な事項

### (運営費の保管)

第3条 事務局は、事務局の運営のために、100,000円を限度に保管することができる。

## 第2号要領 会費の徴収及び事業費の支出等に関する要領

### (口座の開設)

第1条 本会の銀行口座を次の銀行へ開設する。

株式会社 神奈川銀行根岸支店  
横浜市磯子区西町4番19号

- 2 口座名義人は、会計担当理事（理事の中から理事会で選任された者をいう。以下同じ。）とする。
- 3 銀行届出印は、神奈川県医療機器工業会会計印とし、会計担当理事が保管する。

### (会費の徴収)

第2条 会員は、当該年度の会費を第3項の算定基準により4月1日から6月末日までに、一括して前条第1項の口座に納入しなければならない。

- 2 年度の途中で入会した会員は、当該年度の会費を月割りして、入会した月から年度末までの相当額（千円未満切り上げ）を入会の認められた日から1月以内に納入しなければならない。
- 3 年会費の算定基準は、次のとおりとする。

平成26年5月23日の第21回定時総会にて平成27年度より下記の会費とすることが承認された。

区分	年間（生産・販売・輸入・修理）金額	年会費
A	1億円以上	21万円
B	5千万円以上	15万円
C	1千万円以上	8万円
D	1千万円未満	5万円

### (事業費の支出等)

第3条 事業費の支出は、その都度、会計担当理事の指示を受けて事務局が行う。

### (会計簿の記帳等)

第4条 事務局は、前2条の出納に関し、会計簿を備え記帳しなければならない。

## 第3号要領 専門委員会設置要領

### (種類)

第1条 次の専門委員会を設置する。

- (1) 総務委員会
- (2) QMS推進委員会
- (3) 広報委員会

### (業務)

第2条 各専門委員会の業務は、概ね次のとおりとする。ただし、会長から指示のあった場合は、この限りではない。

- (1) 総務委員会は、総会並びに表彰等の実施に関する事項及び会の運営等に関する事項を行う。
- (2) QMS推進委員会は、講習会、研修会を開催する他、QMSを推進するうえで必要な事項を行う。
- (3) 広報委員会は、ニュースレターの発行、会報誌の発行及び施設見学会を実施する他、必要な情報を入手し会員へ周知を図る。

### (組織等)

第3条 各委員会は、委員長及び委員10名以内で構成する。

- 2 委員長は、原則として 副会長が就任するものとする。
- 3 委員長及び委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 4 欠員補充として選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員会の開催)

第4条 委員会は、その委員長が必要と認めたときに随時開催する。

## 第4号要領 入会、退会及び変更の取扱いに関する要領

### (入 会)

第1条 次の各号のいずれかの条件を満たす者が、入会申込書（様式1）を会長に提出することによって、入会することができる。

- (1) 医療機器の製造販売業、製造業、販売業及び修理業を営む者であつて、本会の活動目的に賛同する者。
- (2) その他、理事会で認めた者。

### (退 会)

第2条 会員は、退会届書（様式2）を会長に提出することによって、退会することができる。

- 2 会員は、前条各号の条件を満たさなくなった場合は、すみやかに退会届書を会長に提出しなければならない。ただし、会員から別段の申出があり、かつ県内において医療機器に係る業を営む場合にあっては、この限りではない。
- 3 会長は、前年度の会費未納の会員に対し、退会届書の提出を受けることなく、退会したものとみなすことができる。

### (変 更)

第3条 会員は変更届書（様式3）を会長に提出することによって、入会申込書もしくは最新の変更届書に記載された事項を変更することができる。

- 2 変更箇所が当工業会役員に相当する場合は、会則第6条の4項に基づいて手続きを行うものとする。

(様式1)

入 会 申 込 書

平成 年 月 日

神奈川県医療機器工業会会長 殿

貴工業会の活動に賛同し、次のとおり入会を申し込みます。

事業所名称			
事業所所在地	〒		
	住所		
	電話		
	FAX		
業 態		<input type="checkbox"/> 製造販売業 <input type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> 販売業 <input type="checkbox"/> 修理業	
代表者	役 職 名		
	ふりがな		
	氏 名	印	
担当者	部 署		
	役 職 名		
	氏 名		
	連絡先	〒 住所	
		TEL	
		FAX	
		メールアドレス	
年間 (生産・販売・輸入・修理) 金額			

\*年間 (生産・販売・輸入・修理) 金額は、前決算期の金額をいう。



(様式2)

退 会 届 書

平成 年 月 日

神奈川県医療機器工業会 会長 殿

次の理由により、貴工業会を退会いたします。

事業所名称			
事業所所在地	〒住所		
	電話		
代表者	役職名		
	氏名	印	
担当者	部署		
	役職名		
	氏名		
	連絡先	TEL	
		FAX	
		メールアドレス	
退会の理由			

(様式3)

変 更 届 書

平成 年 月 日

神奈川県医療機器工業会 会長 殿

次のとおり変更の届出をします。

		変更年月日： 平成 年 月 日	備 考	
事業所名称				
事業所所在地		〒		
電話番号				
FAX番号				
業 態		<input type="checkbox"/> 製造販売業 <input type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> 販売業 <input type="checkbox"/> 修理業 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
代表者	ふりがな			
	氏 名	印		
	役 職 名			
連絡担当者	氏 名			
	部 署			
	役 職 名			
	連絡先	〒 住所		
		TEL		
		FAX		
		E-mail		
前決算期の年間(生産・販売・輸入・修理)金額		百万円		

\*変更後の内容で全項目に記入し、変更項目の備考欄に「変更」と記入して下さい。

連絡事項等	
-------	--

## 第5号要領 表彰に関する要領

### (被表彰者の資格条件)

第1条 被表彰者は次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 本会または会員企業の繁栄に顕著な功績のあった者。
- (2) 保健衛生に関する研究に顕著な功績をあげた者。
- (3) 現に勤務する会員企業に原則として勤続10年以上の者で、旺盛な責任観念に徹し、勤務上の業績が特に顕著であった者。
- (4) 所属企業等の災害を未然に防止し、または非常の際功労があった者。
- (5) その他保健衛生の向上に著しい業績があり、その功績が広く一般に高く評価されている者。

### (表彰の審査)

第2条 表彰すべき事案の審査および被表彰者の選考は、総務委員会で行う。

### (被表彰者の決定)

第3条 表彰は、総務委員会の選考結果に基づき、理事会で決定する。

### (表彰の方法)

第4条 表彰は、会長が表彰状を授与して行い、表彰にあたって記念品を添付することができる。特に顕著な功労にたいする表彰は、神奈川県知事表彰を申請することができる。

### (表彰の推薦)

第5条 会員は、自己の所属者について第1条で定める被表彰者の資格条件のいずれかに該当し、表彰することが適当と認める者があるときは、会長に推薦するものとする。

- 2 理事は、第1条で定める被表彰者の資格条件のいずれかに該当し、表彰することが適当と認める者があるときは、会長に推薦するものとする。
- 3 前2項の推薦する場合は、第1号様式による推薦書のほか、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、特別に表彰する必要がある場合はこの限りではない。
  - (1) 第2号様式 功績調書（その事実について功績を証明する書類又は物件等がある場合は、添付すること。）
  - (2) 第3号様式 履歴書
- 4 選考審査に客観性を持たせるため、第3項に基づき提出を受けた書類の他に推薦根拠となる資料の追加提出を要求することができる。

### (表彰の時期)

第6条 表彰の時期は、毎年会長の指定する時期または特別記念行事において行う。

### (他の機関等への推薦)

第7条 国または県その他公共機関から表彰者の推薦依頼をうけたときは、この規定を準用して適当な候補者を推薦することができる。

第1号様式

推 薦 書

平成 年 月 日

神奈川県医療機器工業会会長 殿

事業所所在地 横浜市磯子区西町1-4-11  
事業所名称 医療機器製造株式会社 神奈川工場  
代表者氏名 医療 一郎 (印)

表彰等に関する要領第5条の規定に基づき、次の者を推薦いたします。

(氏 名) ようぐ じろう  
用具 次郎

第2号様式

功 績 調 書

表彰の区分						推薦者名	_____	
ふりがな 氏 名						性 別	男 女	
生年月日	S H	年	月	日	年 齢	歳		
住 所	〒							
職 種						資格免許 取得年月		
勤 務 先						職 名		
従 事 年 数	県内	年	月	県外	年	月	計	年 月
主 要 経 歴								
性 行 徳 望								
推 薦 理 由								
賞 罰	区分	年 月 日	名 称	主 体	理 由			
	賞							
	罰							
参 考 事 項								

- 注1 資格免許取得年月は、免許職種の場合に記入のこと。  
 2 推薦理由は、箇条書きにすること。  
 3 参考事項欄には、活動状況、活動対象の概要等を記入のこと。

第3号様式

履 歴 書

ふりがな 氏 名		生年月日	S H 年 月 日 歳
住 所	〒 _____ Tel : ( _____ )		
<p style="text-align: center;">学 歴 ( 最 終 学 歴 )</p> <p style="text-align: center;">職 歴</p> <p style="text-align: center;">資 格 免 許</p> <p style="text-align: center;">賞 罰</p>			

注 職歴の年月日は、「自 年 月 日 のように記入のこと。  
至 年 月 日」

## 功 績 調 書

表彰の区分	優良従業員		医療機器製造株式会社 神奈川工場 推薦者名 医療 一郎			
ふりがな 氏 名	ようぐ じろう 用具 次郎			性 別	男 女	
生 年 月 日	㊟ H 40年1月1日			年 齢	50歳	
住 所	〒231-0123 横浜市中区日本大通1					
職 種	会社員			資格免許 取得年月 (注1)	なし	
勤 務 先	横浜市磯子区西町14-11 医療機器製造株式会社 神奈川工場			職 名	製造課長	
従 事 年 数	県内	19年9月	県外	9年0月	計	28年9月
主 要 経 歴	昭和62年 医療機器製造株式会社 東京工場に入社 平成10年 " 神奈川工場に転勤 現在に至る					
性 行 徳 望	温厚誠実にして責任感旺盛、かつ協調性あり。仕事に対する姿勢は極めてまじめであり、積極性に富んでいる。					
推 薦 理 由 (注2)	1 当社に入社以来28年間一貫して製造部門を担当し、製造工程の向上、改善に多大な業績を認める。 2 勤務成績は優良で、製造課長として他の従業員の模範である。					
賞	区 分	年 月 日	名 称	主 体	理 由	
	賞	なし				
罰	罰	なし				
参 考 事 項 (注3)						

注1 資格免許取得年月は、免許職種の場合に記入のこと。

2 推薦理由は、箇条書きにすること。

3 参考事項欄には、活動状況、活動対象の概要等を記入のこと。

\*年齢および従事年数は、記入年の12月31日現在で記入のこと。

履 歴 書

ふりがな 氏 名	ようぐ じろう 用具 次郎	生年月日	㊟ H 40年1月1日 <u>50</u> 歳
住 所	〒231-0123 横浜市中区日本大通1 Tel 045-123-456		
<p>学 歴 ( 最 終 学 歴 )</p> <p>昭和62年3月 ○○大学工学部電気科卒業</p> <p>職 歴</p> <p>自 昭和62年4月1日 医療機器製造株式会社東京工場に勤務 至 平成10年3月31日</p> <p>自 平成10年4月1日 医療機器製造株式会社神奈川工場へ転勤 至 平成13年3月31日 製造1係長に任命</p> <p>自 平成18年4月1日 製造課長補佐に任命 至 平成23年3月31日</p> <p>自 平成25年4月1日 製造課長に任命 現在に至る</p> <p>資 格 免 許</p> <p style="text-align: center;">なし</p> <p>賞 罰</p> <p style="text-align: center;">なし</p>			

注 職歴の年月日は、「自 年 月 日 のように記入する。  
至 年 月 日」

\*年齢は、記入年の12月31日現在で記入のこと。